

販 売 条 件

本販売条件（「本条件」）は、商品及び／又はサービスの供給を事業者（以下「買主」という。）が注文し、当該注文をChem-Trend Japan KK（以下「売主」又は「Chem-Trend」という。）が承諾したことから生じるすべての契約に適用されるものとする。ただし、Chem-Trendが買主に対し、書面で明示的に通知した場合はこの限りではない

1. 承諾

1.1 本文書は、本条件に記載の条件に従い、売主と買主との間における完全かつ拘束力のある契約を証するものである。注文の承諾は、常に、各注文の対象となる商品の引渡し可否、及び、発送時に有効な当該商品の売主の価格に従うものとする。ただし、買主及び売主が署名した別の書面による契約において別段の合意がある場合はこの限りではない。本条件に記載の価格は本文書の作成日に有効な価格であり、Chem-Trendはその単独の裁量において、引渡し時まで当該価格を調整することができる。買主が本文書に記載されるすべての条件を承諾し、買主の注文書又はその他の連絡に含まれる追加条件又は矛盾する条件が本文書の証する注文に適用されないことが明確に了解されることが注文の承諾の明示的な条件である。本文書の条件の変更及び追加又は矛盾する条件は、売主が書面で承諾しない限り、効力を生じない。買主の注文書に言及があった場合でも、その申込みの条件が加えられたものと解釈されてはならず、また、本条件を修正しないものとする。

1.2 買主の注文の承諾後、買主の行為又は不作為に起因又はこれを一因とする遅延が発生し、かかる遅延が商品の製造及び／又はサービスの提供に何らかの形で影響を与えると売主が判断する場合、売主は、注文された商品及び／又はサービスの価格を調整することがある。これに関連して、売主は、価格又は製造のコストへの影響（あれば）が解決するまで、当該注文を保留する権利を有する。

2. 見積り

本文書が見積りとして売主から買主へ提供された場合、本文書に別段の定めがない限り、当該見積りは、参考情報であって、申込みとなるものではなく、かつ、あらゆる点（価格、引渡し日、条件、数量及び／又は仕様を含む。）で、通知なく変更が行われる可能性がある。

3. 支払条件

買主は、本文書に別段の具体的な記載がない限り、売主の請求書の日付から30日以内にすべての請求金額を別途合意している支払条件に基づき支払う。買主は売主に対し、買主には現在支払能力があることを表明及び保証する。買主の信用度に売主が満足できない場合、売主は、(a)注文時の現金前払い、又は(b)現金引換払い（cash on delivery、以下「COD」という。）のいずれかの支払を要求する権利を留保する（(b)において、買主は、売主の判断により、代金回収のためのすべての手数料を請求される場合がある。）。期限到来時に未払いのあらゆる金額には、支払期日翌日から支払日までの間、年利18%又は適用法に基づき許容される最大金額のいずれか低い方に相当する利子が発生する。請求書が全額支払われるまで、商品に対する所有権は引き続き売主が有し、当該請求書の下で引渡された商品を使用して製造した買主の製品及び当該製品の販売から買主が受領したすべての利益（あれば）において、売主は「譲渡担保権」を有し、買主は本文書をもってこれを売主に付与する。買主は、この確認が、当該「譲渡担保権」の対抗要件を具備するために必要なあらゆる貸付証書及びその他の書類を（買主の名義で、かつ買主のために）作成し、提出する権限を売主に明示的に付与する書面の記録であることを認める。期限の到来した請求を買主が支払わなかった場合、売主は、適用法に従い、自己の「譲渡担保権」の対象となる製品に関するすべての権利を行使することができる。請求書には、追加の支払猶予期間を設けることができない。請求書には、売主が書面で指定した通貨で支払われる。

4. 税金

本文書に別段の記載がない限り、価格には、適用ある国又は地方の税金が含まれない。注文された商品又は販売された商品の製造、販売、使用又は発送に現在課されている又は今後課されるあらゆる税金又はその他の料金は、売主の判断で購入価格に追加される場合がある。

5. 輸送費

商品の引渡し場所及び当該場所までの輸送費の負担は、売主及び買主の別途合意に基づくものとする。

6. 所有権及び危険負担

商品の所有権が買主に移転していない可能性にかかわらず、本文書に基づき供給されたすべての商品の滅失又は毀損の危険は、買主に引渡された時点で買主に移転する。商品の所有権は、買主による検収が完了した時点か、商品の代金が全額支払われた時点のいずれか遅い時点をもって買主に移転する。

7. 不測の事態

戦争、火災、洪水、ストライキ、労働争議、事故、暴動、政府機関の行為、天災又はその他両当事者の支配が及ばない不測の事態が発生し、本文書の対象となる商品の原材料の供給又は製造、供給、輸送若しくは使用が妨げられる場合、その影響を受けた数量を、売主側の責任なしで該当する契約から除外することができる。ただし、当該契約は、その他の影響を受けないものとする。売主は、上記の原因のいずれかにより商品が不足する期間中、この注文及び契約並びに他の注文及び契約に基づく商品の供給を、売主が公平かつ現実的と考える方法により顧客間で割り当てることのできる。

8. 数量差異

標準品目として在庫にない商品、標準的なカートン若しくは包装容器に梱包されない商品、又は特別な加工若しくは構造を含む商品に関する個別の注文書又は注文に対する引渡指示書について、売主は、当該注文書又は引渡指示書に記載されている数量の10パーセントの範囲内で増減があったとしても、当該商品の実数量で出荷及び請求を行う権利を留保し、買主は、かかる修正後の数量による引渡しを受け入れ、かかる修正後の数量の支払いを行なうものとする。

9. 注文 — 変更／取消し／引渡し

売主は、買主が本文書の証する注文書又は注文に対する引渡指示書の修正又は取消しを求める場合、これについて適切に考慮する。ただし、売主の書面による同意なしに、かかる注文書若しくは引渡指示書の修正又は取消しを行うことはできない。このことに関連し、売主は、場合により、適切な修正手数料及び取消手数料を課す権利を留保する。引渡日が未定の注文については、売主が自己の製造スケジュールにおいて適切と判断する時期に注文を履行する権利、並びに、明確な出荷指示及び政府の許可（必要な場合）があるまで買主の費用及び危険の負担で買主のために当該商品を保持する権利を有することへの了解に基づき、当該注文が承諾される。

10. 商品の返品

売主が販売した商品は、売主の返品ポリシーに基づき売主の返品許可が得られた場合、返品することができ、これに対する払い戻しを受けることができる。

11. 守秘義務

買主は、商品及びサービスに関する一切の製法及び技術情報が売主の秘密かつ専有であること、並びに、買主の製造過程での使用のみを目的とし、商品及びサービスを購入し、分析、リバースエンジニアリング又は再販その他の第三者への流通を目的としてこれらを購入しないことに同意し、これを了解する。買主は、見本又は商品及びサービスの余剰分をいかなる第三者に対しても提供しないものとする。

12. 最終使用

買主又は買主の顧客が商品に期待する用途について本条件に記載されるかかる商品の適格性の判断は、買主の単独の責任であり、売主はこのことに関し何らの責任も負わないものとする。買主及び買主の顧客はそれぞれ、本条件に基づき供給された商品の使用若しくは所有に起因する、買主、買主の顧客又はその他の者の損失、損害、又は物的損傷に対し、すべてのリスク及び責任を負う。買主は、商品の使用、保管、及び／又は取り扱いに関して適用されるすべての法律及び規制を遵守するものとする。買主は、商品又は物品の使用及び取り扱いに関してエンドユーザーに示すべき警告について、単独で管理し、単独で責任を負うものとする。買主は、かかる商品又は物品について、それが単独で使用されたか他の材料と関連して使用されたかを問わず、その利用、取り扱い、保管、輸送、加工、追加的製造、その他の使用、若しくは再販に起因若しくは関連して生じた人の傷病（死亡を含む。）、及び／又は物的損傷の結果、売主に対し提起されるか、又は売主が被る若しくは売主に発生する、あらゆる損失、損害、責任、請求、訴訟、費用、支出（合理的な法的費用又は弁護士費用及び裁判費用を含む。）について、売主に補償するものとする。買主は、商品又は物品の使用、保管、及び取り扱いに関して適用されるすべての法律及び規制を遵守するものとする。

13. 保証 — 制限及び救済

本条件に基づき供給されるすべての商品は、「現状有姿」で販売される。本条件に基づき供給される商品に関する売主の唯一の保証は、当該商品が本条件に記載される説明又は仕様に合致することである。かかる限定的な保証は、商品の直接の購入者に対してのみ適用され、いかなる第三者にも及ばない。本条件に基づく買主の排他的な救済及び売主の唯一の責任は、保証された状態と異なることが示されたすべての商品についてのその購入価格の返金又は当該商品の交換に限定されるものとし、売主は、いかなる場合も付随的損害、間接的損害、特別損害、派生的損害（法的費用又は弁護士費用を含む。）又は逸失利益その他について、それがCHEM-TRENDによる契約違反、保証の違反、又は過失等によるものかを問わず、一切の責任を負わないものとする。かかる返金又は交換は、買主が、当該商品が保証された状態と異なることを書面によって売主による出荷日から90日以内に通知することを条件とする。買主がかかる期間内にかかる通知を行わないことは、当該商品に関する買主による本条件に基づく一切の請求の放棄を構成するものとする。買主は、売主から要求があった場合、保証された状態とは異なると買主が主張するすべての未使用の商品を、売主の工場に速やかに返却し、売主はその輸送費用を負担するものとする。

上記の限定的保証は、法令によるものか、又は明示的あるいは黙示的であるかを問わず、書面による若しくは書面によらないその他すべての保証に代わるものであり、すべての商品は買主に「現状有姿」で供給されることへの了解を基に、売主はここに、法律の許す限り最大限、商品適格性、又は特定目的への適合性の保証を含む、法律その他によって生じる明示的又は黙示的なその他のいかなる保証も否認する。

14. 特許

本条件に基づき供給された商品又は売主の商品の製造方法が、特許を侵害しているとして買主に対し特許侵害訴訟が提起された場合、買主が、速やかに自己の権限の最大限の範囲内で当該訴訟の提起に関し書面にて売主に通知することを条件として、売主は、自己の費用負担により、当該疑義に限定し当該訴訟を防御及び制御し、当該訴訟において買主に対し損害賠償の裁定がなされた場合は、損害賠償が特に当該侵害の疑義に関連して裁定される限りにおいてその範囲内で、単独の裁量により、当該損害賠償金を支払うものとする。買主は、売主が当該疑義に対する当該訴訟を防護し制御することを許可する。上記は、本条件に基づき供給された商品による特許侵害に関し、買主の排他的な救済措置及び売主の唯一の責任を十分に明示するものであり、売主はここに、かかる商品に関する侵害に対し、書面による若しくは書面によらない、明示的若しくは黙示的な、法律その他によって生じる一切の保証を明示的に否認する。さらに、売主は、商品に含まれる又は関係する特許の有効性若しくは範囲に関し、又は商品が第三者の特許若しくはその他の知的財産権を侵害していないことについて、いかなる保証も行わない。さらに、売主は、侵害の請求が、(1)買主又は第三者による商品の変更、(2)買主による売主が製造した製品以外の製品と組み合わせた商品の使用、又は、(3)売主が提供した仕様に従って製造されたものではない製品、に基づく場合、本条件に基づくいかなる責任も負わない。いかなる場合においても、本条件に基づき供給された製品の使用が特許を侵害しているとして、訴訟又は請求原因に基づいて買主に対し損害賠償の裁定がなされた場合、売主はこれを防御する又は支払いを行う責任を負わない。買主は、本条件に基づき供給された商品に関し、売主が買主によって提供された仕様を遵守したことに起因するいかなる請求、損失、又は支出（法的費用又は弁護士費用を含む。）について、売主を免責するものとする。

15. 通知

当事者に対するいかなる書面による通知又は要求も、上記に記載の住所宛、又は当該当事者が他方当事者に書面によって提供する住所宛に、郵便により送付することができ、適式に宛名書きがなされ、配達証明付き書留郵便で適式に投函された場合において、有効となるものとする。

16. 法律の選択、訴訟の開始、費用及び支出

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとし、抵触法に係る問題を解決する目的において、日本国において唯一、完全に締結され、履行され、及び／又は遵守されるとみなすものとする。売主及び買主は、本条件において意図される取引に起因するか又はかかる取引に起因する事実を主張する訴訟又は手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約の違反に関するいかなる訴訟も、請求権の発生から1年以内に開始されなければならない。買主は、買主によって適時に支払われなかった本契約に基づく金額の回収のために、又は、本条件に基づく売主の他の権利を行使するために、売主が負担した費用及び支出（合理的な法的費用又は弁護士費用並びに債権回収会社に関する支出及び手数料を含む。）につき、売主に対し責任を負うものとする。

17. 完全合意、権利放棄

本文書は、本条件に基づき供給される商品の販売に関し買主と売主との間の完全合意を構成し、売主及び買主の

両者によって締結された商品の販売に関する新たな書面契約によらない限り、本条件に修正を加えることはできない。いずれかの状況におけるいずれかの当事者の本条件の条項の権利放棄は、その他の状況に関する権利放棄を構成しないものとする。

18. 免責

買主は、買主による本契約の違反又は不履行に起因、関連、又は関係する、あらゆる請求、要求、損失、損害（死亡又は怪我を含む。）、費用、及び支出から、売主、及び売主の子会社及び関連会社、並びにそれらの取締役、従業員、及び代理人を免責し、保護するものとする。

19. 契約の終了

買主に本契約に基づく重大な義務の違反又は不履行があり、当該不履行が治癒不能であるか、又は治癒が可能であったとしても、売主からの当該不履行通知の受領後2週間以内に治癒されない場合、売主は、いかなる注文及び／又は本契約の全部又は一部を解除する権利を有する。前述に関わらず、売主は、(a) 買主が売主の請求書の支払いを本契約に定める期限内に行わない場合、(b) 買主が期限の到来した債務の支払いを度々怠る場合、(c) 買主が銀行取引を停止されたとき、手形又は小切手の不渡りを出したとき、支払い不能となったとき、第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課の滞納処分を受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、特別清算開始の申立てを受け又は自ら申立てを行ったとき若しくは私的整理を開始したとき、又は解散の決議をしたとき、その他重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたと認められる場合、及び(d) 合併、会社分割、事業譲渡、発行済株式の過半数を有する株主の異動等買主の所有権の支配に著しい変更があった場合、買主に書面通知をなすことにより、直ちに本契約を解除することができる。請求の不払い等、買主が本条件に基づく履行を怠った場合、かかる不履行が治癒され、すべての請求の未払いがなくなり、売主が今後の履行について適切な保証を受領するまで、売主は責任を負うことなく商品の出荷を停止することができる。いかなる理由による注文及び／又は本契約の終了も、売主の権利に影響を与えず、また、当該終了時点で既に発生しているか又はその後発生するいかなる責任からも買主を免除するものではない。

20. 可分性

すべての条件又は条項は、その他の条件又は条項から分離することができる。管轄権を有する裁判所が、その理由の如何によらず、本契約のいずれかの条件又は条項の全部又は一部を無効、執行不能、又は違法であるとした場合でも、このことにより、それらの残余の条件若しくは条項又は部分の有効性及び執行可能性は影響を受けないものとする。

21. 第三者

本契約の当事者でない者は、本条件を実施するいかなる権利も有しない。ただし、売主の関連会社は、売主に代わって本条件に基づく権利を行使することができる。

22. 譲渡

買主は、売主の書面による事前同意なしに、直接的にも間接的にも、本契約の全部又は一部を譲渡又は移転してはならず、また、本契約に基づくいずれの自己の義務も譲渡することはできない。かかる書面による事前同意のない譲渡、移転又は譲渡の試みは、無効かつ執行不能とする。前記を制限することなく、本契約は両当事者、並びに許可されたその承継人及び譲受人を拘束し、これらの者のために効力を生じるものとする。

23. 個人情報

買主は、売主に提供されるいかなる情報（個人情報を含むがこれに限定されない。）（以下総称して「本件情報」という。）に関しては、売主が必要と判断する場合、本契約に基づく自己の義務を履行する若しくはその権利を行使する目的、及び／又は適用されるすべての政策、法律及び規制を遵守する目的、並びに政府機関、行政機関、規制当局又は類似の機関に対する義務若しくは要求（資金洗浄対策及び対テロ対策に関する義務を含むがこれらに限定されない。）を果たす目的において、追加的な通知をなすことなく、売主がかかる本件情報を収集、使用、及び／又は開示することができることを了承し、これに同意する。買主は、買主が又は買主の代理人が売主に提供するあらゆる本件情報につき、当該本件情報の収集、使用、及び開示のための適用される全ての同意を取得していることを表明し保証する。

24. 追加保証

買主は、本契約の条件を有効とするために必要な、望ましい、又は有効な、あらゆる行為及び事項の実行並びに

文書及び証書の締結・署名を行うものとする。

25. 変更

売主は随時、買主に対し、変更又は改訂について書面で通知することにより、いつでも、売主が適切と考える目的のために、自己の単独の裁量において本契約のいかなる条件も変更又は改定することができる。かかる変更又は改正は、当該書面通知に記載される日付から買主を拘束するものとする。